平成２１年（フ）第１６１号
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊498番地
債務者　山田　和江
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
新潟県柏崎市穂波町６番16号、前住所新潟県柏崎市大字山室2363番地
債務者　樋口とし子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
新潟県十日町市春日167番地、前住所新潟県十日町市四日町1467番地１
債務者　桐生　友子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
愛知県犬山市大字羽黒字小安108番地１　３棟205
債務者　難波　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４１０号
愛知県一宮市水落町21番地　レジデンスＭＩＺＵＯ21・302号
債務者　大脇　克文
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４１１号
愛知県一宮市水落町21番地　レジデンスＭＩＺＵＯ21・302号
債務者　大脇　博美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５２号
滋賀県伊香郡木之本町大字廣瀬338番地１
債務者　木口　　充
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市上東1125番地４田辺アパート２号
債務者　樫山幸一朗
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
愛媛県今治市室屋町６丁目４番７号
債務者　武田　祥子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１２７号
栃木県佐野市若松町302番地２　クレーバーハイツ302
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１１号
北海道釧路郡釧路町睦２丁目５番地６
債務者　長久保　聡
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４９号
釧路市阿寒町仲町１丁目10番５号
債務者　管家　ツサ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６６号
釧路市春採６丁目７番10号
債務者　飯田　　香
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４号
島根県江津市渡津町1136番地１、前住所島根県浜田市上府町20番地13
破産者　野村　美保
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第１７３４３号
神奈川県座間市小松原１丁目６番27号
破産者　有限会社川上新太郎
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７３４４号
東京都千代田区神田東松下町29番地
破産者　有限会社スバル・アルファ
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７３４５号
東京都千代田区神田東松下町29番地
破産者　ニカワセッコウ株式会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部